

(名 称)

第 1 条 本クラブは、神奈川県シニアサッカーリーグおよび県サッカー協会に加盟し、「FC丹沢」と称す。

(組 織)

第 2 条 58歳以上が加入できる「FC丹沢60」と68歳以上が加入できる「FC丹沢70」で構成する。
略称が必要な場合は「丹沢60」・「丹沢70」とする。

(目 的)

第 3 条 本クラブは、サッカーの練習や試合を行うことにより、本クラブ員相互間の親睦をはかり、もって明るく楽しく、心豊かで生涯健康な生活が送れることを目的とする。

(活 動)

第 4 条 本クラブは、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。
(1) 神奈川シニアサッカーリーグの開催する各種大会への参加
(2) 神奈川県サッカー協会の開催する各種大会への参加
(3) 各種シニア大会等、参加可能な大会への参加
(4) 参加できる会員による練習及び練習試合
(5) クラブ員の親睦をはかるための諸行事

(会 員)

第 5 条 本クラブの会員は、サッカーを愛する者で、かつ本クラブの事業活動に積極的に貢献する意志のある者とし、会員相互が認めた者とする。
2. 年度ごとの継続意思確認は、口頭では認めず会費の納入をもって確認する。
口頭、あるいは通信手段により連絡があった場合でも会費納入がない場合は意思無しとみなす。
3. 会員は、次の場合は退会したものとみなす。
(1) 本人が退会を届け出たとき
(2) 会費の滞納、かつ本クラブの事業活動に参加したくなくなった者で、会員相互が退会を決めたとき
(3) 本クラブおよびクラブ員を尊敬せず、名誉を傷付けた者で、会員相互が退会を決めたとき
4. 本クラブの名において活動する者は、全員がスポーツ傷害保険に加入するものとする。
5. 入会希望者が来た場合、定められた体験期間を経過したら、役員が入会の判定を行う。
6. 現会員が推薦する者は体験期間を設けず、役員の判断で入会を判断する場合がある。

(会 費)

第 6 条 本クラブの経費は、会員の納める年会費、および必要に応じ徴収する臨時会費をもって充てる。
2. 年会費の額は、総会で決定する。
シニアサッカーリーグ、県サッカー協会リーグへの参加の仕方では会費が2通りとなる。
3. 年会費は、原則として1月末までに指定の銀行口座に振込むか、会計に納入しなければならない。
臨時会費については指定された期日までに、会計に納入しなければならない。
4. 年度の途中に入会した者の年会費は、公式戦に半分以上の出場機会がある場合は全額、半分以上の場合は半額を納入するものとする。
5. 公式戦への参加機会がない者は、半額を納入するものとする。
6. 退会した場合は、既に納めた会費は返還しない。

(事業年度)

第 7 条 本クラブの事業年度は、総会を基点とし概ね毎年12月1日に始まり、11月30日に終わる。

(役 員)

第 8 条 本クラブは、事業を推進するために任期を定めず会長と会長の指名する役員を置き運営する。
役員は、「丹沢60」と「丹沢70」の両方、またはそれぞれの運営を統括する。
(1) 会長 1名
本クラブの継続のため現状を引き継ぎ、将来の発展のためのビジョンを持つ。
(2) 役員 若干名

本クラブの継続・発展のため会長を補佐し、本クラブを運営する。

- (3) 役員は本クラブ全般にかかわることがらについて統括し、運営のインプットとアウトプットに責任を持つものとし、第10条の総会を開きその報告と確認、計画の承認を得る役目とする。
- (4) 役員は加盟している団体の指定する期日までに選手の登録・追加・変更を提出し、審判担当には審判員の管理・登録を、代表者担当には会場提供、日程変更などの提出を指示する。

(担当)

第9条 本クラブは、事業を推進するために次の担当者を置く。

活動する場が違うため「FC丹沢60」と「FC丹沢70」は別々の担当者とする。

原則としてシニアリーグと県協会ともに同じ者とするが、必要に応じの各団体ごとに担当を置く。

各担当は役員が推薦し、総会において出席者の過半数以上の同意により選任する。

- (1) 代表者 1名 代表者会議または実行委員会に出席する者

チームを代表して加盟団体の代表者会議に出席し、その結果を直接または連絡者を通じて会員に知らせる。

総会以前に審議事項が生じた場合、役員に報告し決定した結論を代表者会議で回答する。

各団体から指示される提出すべき書類やことがらを提出する。

- (2) 連絡者(事務局) 1名

加盟団体から来る連絡・通達事項を役員と各担当に連絡する。

関連団体との連絡窓口事務を行うとともに、本クラブの活動について役員や各担当の依頼によりメールや文書で会員に広報するなど、マネージャー的な役割全般を行なう。

チーム全体関わる提出物の提出を役員から依頼された時、提出する。

- (3) 会計 1名

会費の管理と予実算の管理及び、各団体への費用の振込みや支給金の処理を行う。

会費の入出金に関わることなのでストックユニフォーム、薬品など備品の管理も行う。

各年代により活動場所や活動内容が異なるので各年代の会計は別々とする。

決算報告と予算提案は会計が取りまとめ総会で報告と、提案を行う。

- (4) 審判委員 1名

シニアリーグ審判委員会の会議出席と、会員の審判資格の登録・更新等の管理と割り当てられた審判当番のメンバー(主・副・4審)を決定する。

シニアリーグに提出する審判員名簿を管理し、提出物を提出する。

シニアサッカーリーグの審判委員会に出席する。

- (5) 監督 1名

監督はシニアリーグの監督会議への出席と、本クラブの方針を基本にゲームプランを立て、ゲームコントロールを行う。

監督とキャプテンは練習等の計画と実施・中止の判断及び試合前の人員把握を行う。

シニアサッカーリーグの監督会議に出席する。

- (6) キャプテン 1名

キャプテンは監督と協力し、ゲームをコントロールする。

キャプテンは監督が兼任してもよい。

2. 各担当の任期は、原則として事業年度と同じ1年間とするが、監督とキャプテンは総会が終わったのちも残り、当年度の予定事業の終了をもって次年度の担当と交代する。

(総会)

第10条 総会は、本クラブ員で構成し、全員でまたは必要に応じ「丹沢60」と「丹沢70」を別々に開催する。

2. 総会は、本クラブの運営に関し重要な事項を決定する。

3. 総会は、年に1度定期的に開催するほか、代表者が必要とする場合には臨時総会を開催することができる。

4. 総会の議長は、役員の中から互選で推薦されたものが、これにあたる。

5. 総会の議決は、出席会員の過半数以上をもって決する。

(その他)

第11条 この規約に定めのない事項については、役員がその都度定めるものとし、次の総会において承認を求めものとする。

付 則

1. この規約は、2011年12月10日から施行する。
2. 本クラブのサッカーの基本的な方針
 - ① 勝つことも目標とするが、楽しく、全員が試合に参加できる機会を持つものとする。
大まかな目安として、シニアリーグ主催ゲームは楽しみ、県協会主催ゲームは勝敗にこだわる。
 - ② 全員が楽しく事業に参加できるよう、審判資格の取得・会場設営・役割分担に協力すること。
 - ③ 会員の参加だけでなく、家族の応援も求めるものとする。
 - ④ 会員同士、対戦相手、審判員など試合に関わる人達を尊敬(リスペクト)すること。
3. 県協会リーグへの参戦決定、審判委員追記、言葉足らずな部分を追記。2012. 12 総会で改訂
4. チームの方針や構想を決める役員とチームを運営する担当の役割を明確化。2013. 12 総会で改訂
5. FC丹沢70設立に伴う関連表現・文章の追加 2020. 12 総会で改訂

以 上